

東北大学大学院医学系研究科倫理委員会運営細則

制定 平成元年 4 月 26 日
改正 平成 3 年 2 月 16 日
平成 4 年 4 月 9 日
平成 11 年 4 月 1 日
平成 12 年 4 月 24 日
平成 16 年 4 月 7 日
平成 18 年 4 月 17 日
平成 21 年 2 月 27 日
平成 24 年 3 月 15 日
平成 24 年 9 月 25 日
平成 25 年 1 月 29 日
平成 27 年 1 月 26 日
平成 27 年 3 月 5 日
平成 27 年 9 月 10 日
平成 28 年 11 月 28 日
平成 29 年 9 月 26 日
令和 2 年 3 月 24 日
令和 2 年 4 月 21 日
令和 3 年 6 月 24 日
2026 年 5 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東北大学大学院医学系研究科倫理委員会内規（以下「内規」という。）第 21 条の規定に基づき、東北大学大学院医学系研究科倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術専門員)

第 2 条 倫理委員会は、特定事項について専門的な意見を聴取するため、以下に掲げる者（以下「技術専門員」という。）を置くことができる。

- (1) 審査意見業務の対象となる疾患領域の専門家
- (2) 毒性学、薬力学、薬物動態学等の専門的知識を有する臨床薬理学の専門家
- (3) 生物統計学の専門家
- (4) 遺伝子関連検査の専門家
- (5) その他の研究の特色に応じた専門家

- 2 技術専門員は、実施計画の研究内容に応じて専門的な評価を行い、評価書を提出するものとする。
- 3 第 1 項に掲げる技術専門員は、医学系研究科長が委嘱する。
- 4 自己が関係する研究等にかかわる審査に際しては、技術専門員となることはできない。

- 5 技術専門員は、第2項の評価書を提出するにあたって、倫理委員会に出席すること
を要しない。ただし、倫理委員会の求めに応じ、出席し意見を述べることができる。

(審査依頼)

第3条 内規第9条の規定に基づき、倫理委員会に審査を依頼する場合には、研究等
(内規第1条に定める研究及び学術研究並びに臨床応用をいう。以下同じ。)の研究
責任者は、新規審査依頼書を委員長に提出しなければならない。なお、医学系研究科
等以外の本学他部局又は他の研究機関に所属する研究責任者が審査を依頼する場合
も同様とする。

- 2 研究等の研究責任者が医学系研究科等の分野長等以外の常勤の研究者である場合に
は、所属分野長等の承認を得なければならない。
- 3 研究責任者は、次の各号の審査を依頼するにあたっては、委員長に変更審査依頼書
を提出しなければならない。
- (1) 過去に承認された案件の変更(軽微な変更を含む)を行うために依頼する場合
- (2) 継続審査の判定を受け、再審査を依頼する場合

(審査)

第4条 倫理委員会は、必要に応じ研究責任者又は研究分担者の出席を求め、研究等
の内容の説明又は意見を聴取することができる。

- 2 倫理委員会は、内規第7条第4項の議決に当たり、少数意見を審査結果通知書に付
記することができる。
- 3 倫理委員会は、テレビ会議等の双方向の意思の疎通が可能な手法を用いて委員を出
席させることができる。ただし、委員会に出席した場合と遜色のないシステム環境を
整備するよう努めるとともに、委員長は、適宜意見の有無を確認する等、出席委員が
発言しやすい進行について配慮しなければならない。

(判定)

第5条 判定は、次の表示による。

承認

継続審査

不承認

研究の停止

研究の中止

- 2 前項の表示により難しい場合は、その内容及び理由を付記した上で表示をその他とす
ることができる。

(結果の通知)

第6条 委員長は、審査の結果を審査結果通知書により、研究責任者に交付する。な
お、医学系研究科等以外の本学他部局または他の研究機関に所属する研究責任者から
依頼があった場合も同様とする。

(迅速審査及び緊急審査)

第7条 内規第7条第5項に定める迅速審査は次の各号の場合に行うことができる。

- (1) 過去に承認された案件の軽微な変更に関する依頼
- (2) 継続審査となった研究課題のうち、委員会が迅速審査による再審査を行うと判断したものに関する依頼
- (3) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について他の倫理委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の依頼
- (4) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する依頼
- (5) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する依頼

2 迅速審査が困難と委員長又は迅速審査を担当する委員が判断した場合には、倫理委員会における審査とすることができる。

3 内規第7条第5項に定める緊急審査は、委員長（不在の場合には副委員長）が緊急である旨の研究責任者からの説明に合理性があると認めるときに行うことができる。

(異議の申立て)

第8条 内規第10条第3項の規定に基づく異議申立てを行う場合には、研究責任者は異議申立書にその理由を記載のうえ、委員長に提出しなければならない。

(有害事象等報告)

第9条 研究責任者は、内規第12条第1項の規定に基づき研究に関連する重篤な有害事象を報告する場合には、重篤な有害事象及び不具合等報告書により委員長に報告しなければならない。

(倫理的妥当性等を損なう事実又は情報等の報告)

第10条 研究責任者は、内規第13条第1項第1号及び第2号に定める情報を得た場合には、速やかに当該研究責任者が所属する研究機関の長に当該情報を報告しなければならない。

2 前項による報告を受けた研究機関の長は、必要に応じて、倫理委員会の意見を聴き、速やかに適切な対応を取らなければならない。なお、内規第13条第1項第1号に定める情報については倫理的妥当性・科学的合理性を損なう事実に関する報告書により、同第2号に定める情報については研究の実施の適正性・研究結果の信頼を損なう事実に関する報告書により倫理委員会に報告を行うものとする。

(研究等の進捗状況の報告)

第11条 研究責任者は、内規第12条第5項に定める承認された研究等の進捗状況について、原則年1回、継続して倫理委員会及び所属する研究機関の長に報告しなければならない。

2 研究責任者は、研究を終了（中止の場合を含む。）したときは、遅滞なく、その旨及び研究の結果概要について所属する研究機関の長に報告しなければならない。

(情報の公開)

第12条 倫理委員会は、手順書、名簿、開催状況及び議事要録を公開するものとする。
ただし、議事要録については、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益保護のため非公開とすることが必要な内容を除くものとする。

(倫理委員会と臨床研究倫理委員会の分掌)

第13条 倫理委員会と東北大学病院臨床研究倫理委員会(以下「臨床研究倫理委員会」という。)の分掌は以下の表のとおりとする。ただし、表における区分は、分掌外の依頼について審査することを禁じるものではなく、両倫理委員会委員長の判断で審査することができる。

倫理委員会	臨床研究倫理委員会
【原則】 「東北大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する手順書」に分類するⅢ種及びⅣ種に該当する研究 【上記原則以外で所掌するもの】 ・ヒト iPS 細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究であって、基礎的研究に係るもの ・ヒト ES 細胞を使用する研究であって、基礎的研究に係るもの ・献体遺体使用の臨床医学教育・研究	【原則】 「東北大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する手順書」に分類するⅡ種に該当する研究 (主に東北大学病院で行われる研究) 【上記原則以外で所掌するもの】 ・臨床研究推進センターシーズ ・看護研究

(細則の改正等)

第14条 この細則の改正又は廃止は、倫理委員会の議決による。
2 倫理委員会は、議決にあたって臨床研究倫理委員会の意見を聴取する。
3 細則を改正又は廃止した場合には、委員長は、直ちに医学系研究科長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成元年4月26日から施行する。

附 則 (平成3年2月16日改正)

この細則は、平成3年2月16日から施行する。

附 則 (平成4年4月9日改正)

この細則は、平成4年4月9日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日改正)

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 24 日改正）

この細則は、平成 12 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 7 日改正）

この細則は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 17 日改正）

この細則は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 27 日改正）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日改正）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日改正）

この細則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 29 日改正）

この細則は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 26 日改正）

この細則は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 5 日改正）

1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条 1 項第 1 号から第 3 号の倫理審査申請書様式は、改正後に審査する案件に適用し、改正前に審査した案件は改正前の様式による。

附 則（平成 27 年 9 月 10 日改正）

この細則は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 28 日改正）

1 この細則は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。

2 第 3 条 1 項第 1 号の倫理審査申請書様式は、改正後に審査する案件に適用し、改正前に審査した案件は改正前の様式による。

附 則（平成 29 年 9 月 26 日改正）

この細則は、平成 29 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日改正）

この細則は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 21 日改正）

この細則は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 24 日改正）

1 この細則は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

2 施行前から実施中の研究については、従前の例によることができる。

附 則（2026 年 5 月 25 日改正）

1 この細則は、2026 年 5 月 25 日から施行し、2026 年 4 月 1 日より適用する。